

第6章

新型コロナウイルス感染症 への対応

新型コロナウイルス感染症への対応

ワクチン接種の進展や中和抗体薬の投与等により、重症者数や死亡者数が抑制されてきている一方で、感染力の強い新たな変異株の出現による従前の想定を上回る感染拡大や、ワクチン接種後の感染も懸念されており、新型コロナウイルス感染症が収束に至るまでには、なお一定程度の期間を要することが見込まれます。

政府は、2021年9月30日をもって緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の全てを解除するとともに、次の感染拡大に備えながら、段階的に制限を緩和し、感染対策と日常生活を両立させることを基本に政策を展開しており、行動制限の緩和等により県外との往来が大幅に増加し、再び感染が拡大することも懸念されます。

本県では、引き続き、急激な感染拡大に備え、必要となる病床と宿泊療養施設の確保により、患者の受入体制を強化するとともに、新たに策定した「保健・医療提供体制確保計画」に基づき、コロナ医療と一般医療の両立を図りつつ、陽性確認前から回復まで切れ目なくコロナ患者に対応可能な体制を確保していきます。

また、ワクチン接種が円滑に進捗するよう、市町村や医療機関、医師会等との連携を強化するとともに、ワクチン接種後においても、マスクの着用や手洗い、換気など基本的な感染防止対策を徹底するよう呼びかけていくほか、感染症の影響の長期化により厳しい経営環境にある飲食業や宿泊業、バス・タクシー等の事業者をはじめとして、県内経済を下支えする切れ目のない支援に取り組んでいきます。



検査・医療提供体制等の確保

- ・感染の拡大局面を見据えた医療提供体制の強化
- ・PCR等検査体制の強化
- ・ワクチン接種体制の確保
- ・介護施設等の施設間連携体制の確保
- ・保育施設等における安全・安心な環境づくりの推進 など



県内経済の下支え

- ・中小企業者・小規模企業者の資金繰り支援
- ・販路拡大や生産性向上に向けた協業化・グループ化への支援
- ・飲食サービス業の事業の再構築に向けた取組への支援 など